

平成15年度愛知県・刈谷市総合防災訓練実施要綱

1 目 的

この訓練は、「県民総ぐるみ防災訓練」の一つとして、災害対策基本法第48条、愛知県地域防災計画及び刈谷市地域防災計画に基づき、東海地震を想定し、愛知県、刈谷市、各防災関係機関、地域住民等の参加協力のもとに、総合的な防災訓練を実施することにより、地震発生時における迅速かつ的確な応急活動の協力体制の確立を図るとともに、防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 日 時

平成15年8月31日(日) 午前9時から正午まで

3 場 所

刈谷市総合運動公園(刈谷市築地町荒田1)

4 主 唱

愛知県防災会議

刈谷市防災会議

5 主 催

愛知県、刈谷市

6 参加機関

愛知県、愛知県警察、刈谷市、衣浦東部広域連合、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地元防災関係機関、自主防災組織、地元ボランティア団体、愛知県防災ボランティアグループ、地域住民等

7 訓練テーマ及び重点事項

(1) 訓練テーマ

「地域は地域で守る」

(2) 重点事項

- ア 消防団、自主防災組織及び地元企業特設自衛消防隊による救助、応急救護、初期消火等の各種訓練
- イ 東海地震警戒宣言後の訓練
- ウ 情報の収集・伝達訓練
- エ 関係機関相互の連携に重点をおいた訓練
- オ 実働機関(消防機関、警察、自衛隊、日赤)相互の連携訓練
 - ・医療救護ステーションの開設、運営訓練等
- カ ボランティア活動の推進

8 訓練想定

(1) 想定災害

東海地震

(2) 状況

平成15年8月31日(日)午前9時、東海地震の警戒宣言が発令され、住民等が避難所へ避難を開始し、道路は避難者等で混雑している。

平成15年9月1日(月)午前9時30分、駿河湾の南方沖を震源としたマグニチュード8の地震が発生した。刈谷市内では震度5強から6弱である。

この地震により、刈谷市内各地で死傷者が発生し、家屋の倒壊、火災の発生、道路、橋梁の損壊のほか、交通機関、電気、通信、ガス、水道等のライフラインに甚大な被害が発生した模様である。

9 訓練内容

愛知県及び刈谷市は、警戒宣言発令後及び地震発生後、各防災関係機関、地域住民等の協力のもとに、交通規制、避難誘導、被災者救出、初期消火、応急救護、ライフライン施設の応急復旧などの総合的な防災訓練を実施する。

10 実施計画

参加機関と協議の上、別に定める。

11 その他

訓練当日、愛知県内に大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報、「伊勢・三河湾大津波」又は「愛知県外海大津波」の津波警報のいずれかが発表された場合若しくは東海地震の警戒宣言が発令された場合(判定会が招集された場合も含む。)又は県内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、訓練を中止する。

なお、気象状況が悪い場合には、一部の訓練を中止することがある。